

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成21年9月 5歳児・2歳児死亡事例)

平成23年3月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	1
5	事例の経過（福岡市における関与）	2
6	調査による事実関係	3
7	本事例の分析	4
8	提言（今後の課題）	5
（参考資料）福岡市における相談体制と検証体制等		
ア	児童相談所における相談体制	7
イ	区役所保健福祉センターにおける相談体制	7
ウ	検証体制等	9

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、国及び地方公共団体に、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証の責務が規定されている（第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織として、児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒヤリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行うこととしている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

3 本事例の概要

平成21年9月、市内A区のマンションに住む母から「子どもが冷たくなっている」という110番通報があり、駆けつけた警察署員が5歳と2歳（当時）の男児が死亡しているのを発見。母も手首を切っていたが、命に別状はなく「ワンピースのひもで首を絞めた。育児に疲れて将来を悲観した。」などと話す。翌日、母は殺人容疑で逮捕された。

本事例は、平成22年10月に、福岡地裁において母に懲役13年の判決が出ている。

4 家庭の状況

母子世帯、3人家族（年齢は事件当時）

母	37歳	パート
長男	5歳	保育所通所
二男	2歳	保育所通所

※ 父（54歳）とは21年3月に離婚。

5 事例の経過（福岡市における関与）

平成18年 <こども総合相談センターでの相談対応>

- 4月24日 母が女性相談機関の勧めにより、こども総合相談センター（児童相談所）に電話相談。相談内容は、子育て不安と母自身の不安定さについて。面接相談を予約する。
- 5月1日 母より面接キャンセルの電話がある。
- 5月16日 母が長男（当時2歳）とともに来所。相談受理。継続的な面接相談の了承を得る。
- 5月29日 母より、翌日の面接キャンセルの電話。前回の相談で自分も落ち着き、6月に来所するとの伝言がある。
- 6月5日 母より当日の面接キャンセルの電話がある。
- 6月23日 母より電話があり、育児はうまくいっていると担当者へ伝言がある。第2子を妊娠し、出産前後の心配はあるが、今は相談を必要としないとのこと。必要な時は電話するよう伝え、相談を終結する。

平成19年 <保健福祉センターへ医療機関からの情報提供、確認>

- 2月 二男出産。4生退院。
- 3月19日 医療機関より、うつ病の既往と経済的問題の情報提供のため、A区保健福祉センター健康課へ母子継続看護連絡票が届く。退院1週間後の医療機関からの電話でも母は落ち着いており、保健所からの訪問希望もない。
- 3月20日 健康課より、医療機関での1か月健診時に保健福祉センターでのフォローの可否を連絡するよう依頼する。
- 3月27日 医療機関で1か月健診受診。母子とも異常なく、訪問不要との連絡がある。
- 6月27日 4か月児健診受診。異常なし。

平成19年 <保健福祉センター地域保健福祉課より保健師訪問>

- 7月12日 母より育児相談の電話がある。
- 7月13日 保健師訪問。
長男の赤ちゃん返りや二男の母乳について相談があり、助言する。
- 8月20日 母子巡回健康相談を案内するも利用なし。
- 9月6日 母より育児相談の電話がある。
- 9月10日 保健師訪問。
EPDS産後うつ病スクリーニングの結果、母に専門医受診を勧めるも拒否したため、保健師訪問を継続とする。
- 9月14日 こども総合相談センターに以前の相談情報を確認する。
- 10月5日 保健師訪問
10月1日より就労し、2児とも保育所通所。EPDSの数値が改善し、精神的に安定しており、今後は相談時に対応することとする。

平成20年 <保健福祉センター家庭児童相談室での相談対応>

10月21日 家庭児童相談室へ電話相談があり、来所相談を勧める。

10月22日 母子3人で家庭児童相談室へ来所し、子ども2人を施設に預け、夫婦の稼働を増やし、生活を立て直したいとの相談がある。また、育児疲れの様子もあったことから、こども総合相談センターと保健福祉センターと母で、2児の一時保護の手続きを進めるも、最終的に母が一時保護を辞退する。

10月28日 保育所へ電話確認。23日以降2児とも登園。変わった様子があれば連絡するように依頼する。

平成21年

3月19日 父母離婚

7月20日 母が施設に依頼し、二男がショートステイを利用する。

7月21日 母がショートステイの事後手続きで家庭児童相談室へ来所し、26日までの利用手続きを行う。

9月 事件発生。母が110番通報。翌日逮捕。

6 調査による事実関係

(1) 乳幼児健診記録（保健福祉センター健康課・乳幼児健診受診票より）

2児とも4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を受診時期に受診し（3歳児健診は長男のみ該当）、生育は心身ともにほぼ標準域。

長男の1歳6か月児健診及び3歳児健診の食物アレルギーの記載以外は2児とも問題なし。

なお、「すこやか赤ちゃん訪問（乳児全戸家庭訪問事業）」は、平成19年4月以降の出生児が対象のため、対象外。

(2) 家族の状況（平成18年5月16日 こども総合相談センター面接相談等より）

平成15年11月 長男出産

平成19年 2月 二男出産

平成21年 3月 離婚

- ① 夫は会社員。借金があり、経済的に不安定。
- ② 長男が5か月～2歳3か月の間保育所を利用し深夜就労したが、経済的理由で保育所を退所。
- ③ 双方の実家には頼れず、他県から転居し知り合いはなく、周りに相談もできない。
- ④ 周りと比較するので育児サークルは避けている。

(3) 母の症状（平成18年5月16日 こども総合相談センター面接相談より）

- ① 不眠症がひどく精神的に不安定。子どもをかわいと思うが不眠でイライラして受け入れられず、暴言がエスカレート。
- ② 市内の心療内科に行ったが、眠剤を出してもらえず通院の気はない。

- ③ 母は、子どもと少し離れた方がいいと思うが、父は、母子一緒の方が良いと考えている。

(4) 母への支援方針等

(平成18年6月 こども総合相談センターの見解)

- ① 必要時に必要な支援だけ求める傾向がある母なので、複数の機関が母子を支えていく必要性を感じる。
- ② こども総合相談センターでの相談は終結したが、保健所への情報提供、支援の依頼を平成18年12月の3歳児健診時に予定（実際は行われなかった）。

(平成19年9月 EPDS 高得点のため保健福祉センターでの内部カンファレンス、支援方針等)

- ① 長男の発達（運動、社会性、言語面）チェックを行う。
- ② 母は、長男に月齢以上のものを求めているのではないか。
- ③ 母の就労や保育所入所は、長男と距離をとる面でも良いのではないか。
- ④ 子どもの発達や育児状況に幅があることを理解してもらう。
- ⑤ 以前相談していたこども総合相談センターから情報を得る。

(5) 保育所での様子（平成19年10月1日入所以降、保育所より）

- ① 長男、二男とも保育所に馴染んで、年齢相応に保育者、他児との生活ができていた。
- ② 母は、子どもに対する愛情を示し、保育所に慣れるにつれて明るくなって、保育者とも情報を共有することができており、他の保護者ともよく話していた。
- ③ 母は、体調を崩すことが月に2、3回程度あった。

(6) 裁判で明らかになったこと（平成21年10月22～29日、福岡地方裁判所）

裁判の中で母の精神鑑定が行われ、母には対人関係や情緒の不安定さ、認知能力の制限があることがわかった。また、犯行直前まで二児に対して虐待もなくきちんと育てていたが、対人関係や情緒の不安定さという特性に、仕事の変化、借金の利息払いの負担、体調の悪さなどのストレスが加わったことによる犯行であり、責任能力はあったと判断されている。

7 本事例の分析

- (1) 母は、長男の出産後、子育てに対する不安があった。また、子育ての経験不足が伺われ、母支援が必要な状況にあったと思われるが、実家、周囲に相談もできなかった。

相談機関に対しては、相談もして支援の希望もあったが、母のニーズに合わなかったのか、支援や助言を受け入れないこともあり、結果的に相談機関との関係は続かなかった。また医療機関での治療も続かなかった。

- (2) 二男の出産後には、長男の赤ちゃん返りや甘えへの対応をはじめ、二男の発育状況など子育てに対する不安や疲労感があった。

(3) その後、経済的に厳しい状況となり、子ども2人を預け夫婦の稼働を増やし、生活を立て直したいとの相談があった。また、育児疲れの様子もあったことから、関係機関が2児の一時保護の手続きを進めていく中で、情報のやりとりのすれ違いもあり、その確認の連絡が繰り返された結果、最終的に母が一時保護を辞退した。

平成21年3月に離婚し母子家庭となる。

平成21年7月に長男の受診治療のため、二男のショートステイなど福祉制度を利用することもあった。

(4) 犯行に至るまでの経過において援助関係が継続しない等の不安定さはあるものの、それでも、母が困った時には相談支援サービスを活用しており、児童に対する虐待は犯行直前まで認められなかった。犯行は、母の対人関係や情緒の不安定さという特性にストレスが加わったことによる、と裁判では説明されているが、過去においてもストレスが加わった時に相談支援を求めている母の行動パターンから、今回の犯行を予測することは困難であったと思われる。

8 提言（今後の課題）

本事例については、現時点で判明した事実関係を踏まえ、福岡市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

(1) 養育者の特性に応じた対応

① 平成18年以降、母は、こども総合相談センター及び保健福祉センターにおいて子育ての相談や子どもを施設に預ける相談等を行っているが、母は支援を求めながらも、いずれの相談においても結果的に相談機関との関係は続かなかった。

裁判の中で精神鑑定が行われ、母には対人関係や情緒の不安定さ、認知能力の制限があることがわかったが、本件に関与した各相談機関がこのような母の特性について十分に情報を共有できていなかった。今回の犯行は予測が困難であったにしても、それぞれの部署が特性を十分把握し共有しておれば、当該家庭への支援やアプローチを多機関で多面的に取り組むことができ、犯行時のストレスに対してもSOSをどこかに発信していた可能性があったと思われる。

本事例のように、相談機関との関係が続かない養育者については、「対人関係や情緒の不安定さ」という精神医学的な特性が存在する可能性を考慮して、関係機関が連携・協力して支援にあたるのが可能になるように、アセスメントできる体制を検討されたい。

※ アセスメント：心身、環境面の評価、その後の措置等を行うための見立て。

② 産後うつ病スクリーニングであるEPDSは、あくまで「産後うつ」の指標であり、養育者の精神状態をすべて把握できるものではない。EPDSの使用法やその解釈について、十分な検討や研修を検討されたい。

③ 母の精神医学的な特性を考慮し、父へのアプローチの必要性やそのタイミングに

ついて検討されたい。

- ④ また、経済的問題の相談については、ただ単に相談機関を紹介するだけでなく、専門機関や法律相談などへ積極的につなげることを検討されたい。
- ⑤ 本事例のように対人関係や情緒の不安定さ、認知能力の制限のある養育者について、相談機関の職員はどのように関わり、どのように支援を行っていくのか十分に学習し、専門性を高める必要がある。また、併せて専門相談の体制を強化することを検討されたい。

(2) 関係機関との連携、特に情報共有システムの導入検討

母は、こども総合相談センター（児童相談所）をはじめ、保健福祉センター（福祉事務所、保健所）などに各種の相談や子育て支援サービスの申請をしており、それぞれに関わりを持っているが、相談機関相互の連携、特に情報の共有が不十分であった。

これらの機関は、いずれも要保護児童支援地域協議会のメンバーでもあるので、虐待リスクのある家庭の相談については、相互に情報を共有することが可能である。それぞれの相談機関が把握している情報を、迅速に参照できるようにシステムの導入を検討されたい。

(参考資料) 福岡市における相談体制及び検証体制等

ア 児童相談所における相談体制

児童相談所は、こども未来局こども総合相談センターこども支援課、こども相談課及びこども緊急支援課をもって構成し、主な担当は次のとおり。

こども総合相談センター

- こども支援課
 - ・養護相談（保護者の病気、家出、放任、虐待等）
 - ・非行相談（家出、不良交友、窃盗、暴行傷害等）
 - ・障がい相談（精神遅滞、肢体不自由等障がいに関する相談）
 - ・育成相談（落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけ等）
- こども相談課
 - ・センターの相談窓口（24時間電話相談）
 - ・虐待相談における親と子の養育支援事業
 - ・一時保護所の運営
 - ・児童の心理診断・心理ケア
 - ・福祉施策に関する判定業務
- こども緊急支援課
 - ・児童虐待防止事業の推進（法的対応機能強化事業、育児支援家庭訪問事業）
 - ・児童虐待の初期介入と調査
 - ・関係機関とのネットワークの強化

イ 区役所保健福祉センターにおける相談体制

福祉事務所は、区役所保健福祉センター福祉・介護保険課、子育て支援課及び保護課をもって構成し、保健所は、区役所保健福祉センター健康課、地域保健福祉課及び衛生課をもって構成する。こどもと母親、妊産婦等に関する福祉、保健事業は次のとおり。

福祉事務所

- 福祉・介護保険課
 - 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・障害者自立支援法関係事務、援護事務
- 子育て支援課
 - ・保育所入退所
 - ・各種手当の支給（子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当(障がい児)、災害遺児手当、第三子優遇事業)
 - ・子育て相談（育児、しつけ等）
 - ・児童虐待の防止等に関すること
 - ・母子家庭等自立支援
 - （子どもの虐待に関する相談、児童相談、区要保護児童支援地域協議会運営、すこやか赤ちゃん訪問事業、子どもプラザの運営管理等）

[家庭児童相談室（こども相談係）]

専門の相談員が児童の養育など家庭内のさまざまな問題についての相談を受け、支援を行う。

（相談内容）

- 1 児童の家庭での養育や生活上の問題、虐待などの相談
- 2 児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設等）への入所のための相談
- 3 ひとり親家庭、寡婦家庭の生活や自立のための相談

保 健 所

○健康課

- ・母性及び乳幼児の保健に関すること。

（母子訪問指導、マタニティスクール、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室、予防接種、妊産婦・乳幼児の家庭訪問、医療の公費負担制度（養育、育成、小児慢性特定疾患等の医療給付）

- ・精神保健福祉に関すること。

○地域保健福祉課

- ・保健及び福祉に関する相談に関すること（子育て支援課所管を除く。）。
- ・訪問指導に関すること。

（母子訪問指導、母子巡回健康相談、妊産婦・乳幼児の家庭訪問、地域での育児講座、子育てサロン・サークルへの支援等

ウ 検証体制等

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

【所管事項】

- (1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること
死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。
- (2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること
児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

【委員】

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学准教授（人間科学部社会福祉学科）
田中 里美	福岡県弁護士会代表
○ 針塚 進	九州大学大学院教授（人間環境学研究院）
平田 伸子	九州大学大学院教授（医学研究院保健学部門）
山口 昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師（精神科）

○ 部会長

平成21年9月児童虐待死亡事例の検証

平成21年度第3回 事実確認及び検証協議（平成22年2月16日）

- (1) 事実確認に関する資料の説明
- (2) こども相談体制の概要（児童相談所及び区との連携等）
- (3) 検証協議

（追加資料の収集調査）

平成22年度第1回 検証報告書素案の検討協議（平成22年4月21日）

- (1) 事実確認に関する追加資料の説明
- (2) 分析及び検証協議
- (3) 虐待防止策について
- (4) 検証報告書の作成について

平成22年度第2回 検証報告書協議（平成22年6月18日）

平成22年度第6回 検証報告書協議（平成22年12月7日）

福岡市こども未来局こども部こども家庭課
〒810-8620
福岡市中央区天神 1 - 8 - 1
TEL 092-711-4238 (直通)
FAX 092-733-5534
E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp